

住み慣れた地域で安心して生活を送るための仕組み

成年後見制度

日常生活自立支援事業

あなたのご近所に
こんなことで悩んでいる方いませんか？

ふだんの
お金の管理が
心配だなあ…

身近に相談に
乗ってくれる
人がいないわ

介護保険の
申請って、
どうしたら
いいんだ？

お財布は
どこにおいた
かしら？

このごろ
ガス料金の
払い込みが
忘れがちだ

ひとり暮らし
の生活が
不安だわ

こまっとなあ？



地域の皆さんの力が必要です。
身近にこのような方を発見したときは、関係機関に
お気軽にご相談ください。

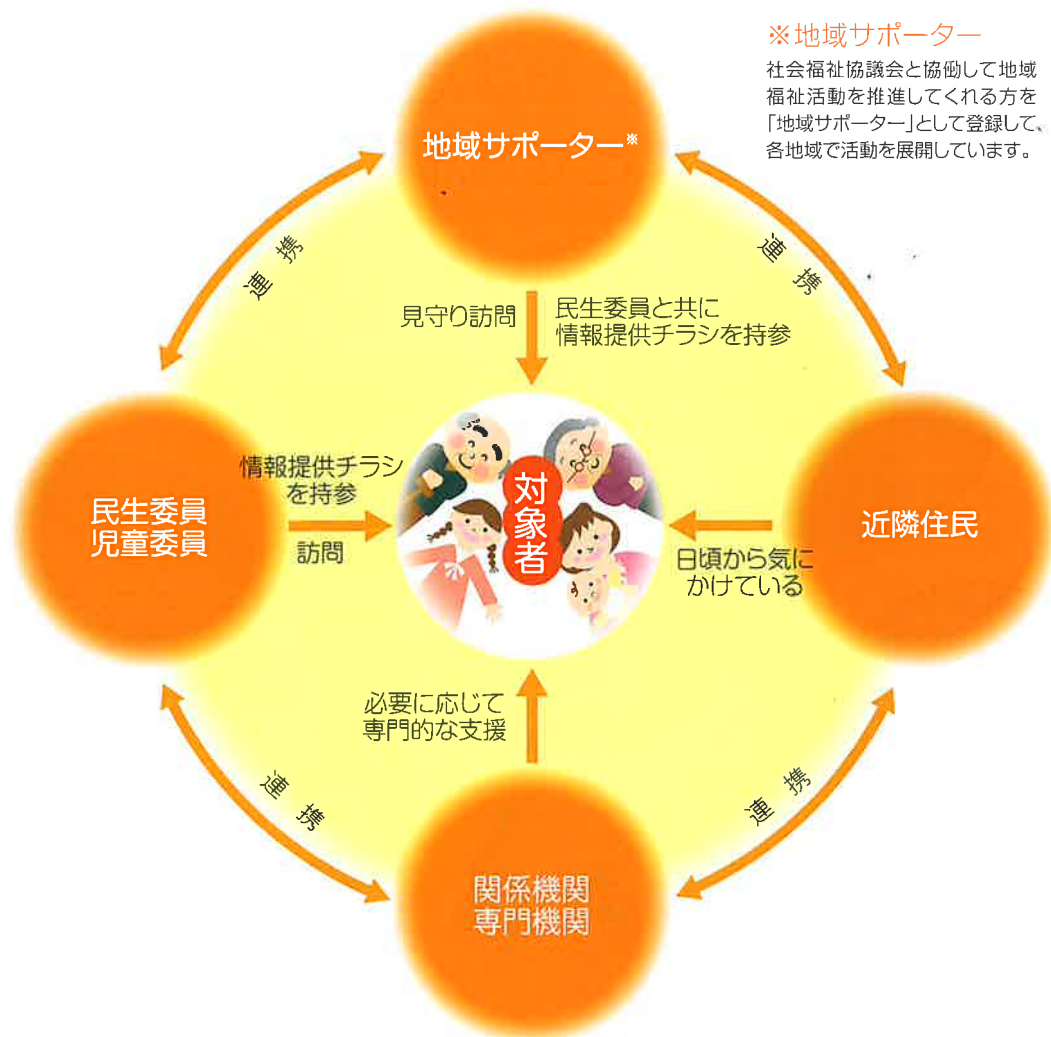
地域で困っている人を見守る仕組み

ご近所さんの困っているサインやちょっとした変化に気づいた住民が、これを関係機関につなぐ仕組みができると、必要なときに必要な支援が受けられるようになります。

例:地域の見守り体制の構築

県内のある地区では、住民からの次のような気づきをきっかけに地域における見守り体制がつくられました。

- 新聞がたまっていたり、雨戸があいていなかったりする家があり、とても気になる。
- 自分で金銭管理ができないために知人による金銭を搾取されている家がある。
- 地域で孤立しているひとり暮らしの家が多く、孤独死が起こらないか心配。
- 高齢者を狙った悪徳商法、振り込め詐欺が多いことから、誰かに、連絡・相談できれば被害を妨げることができるのではないか。



効果

孤立しがちな方に対して、訪問や声かけを地域で取り組み、見守り体制を構築することで、**成年後見制度**や**日常生活自立支援事業**の利用につながりました。

これらの制度を活用することで、悪徳商法等の被害を防止し、たとえ判断能力が低下してきても、安心した地域生活を送ることができます。

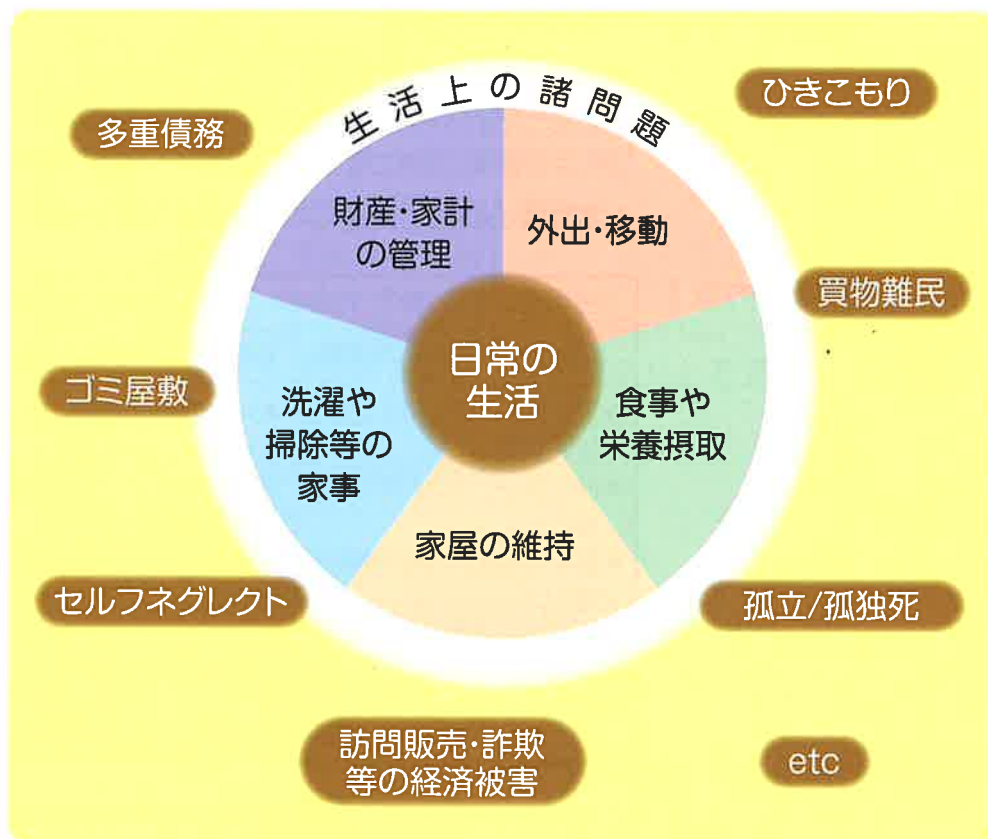




皆さんのお住まいの地域には 実はこんな問題がいっぱい。

認知症で物忘れが進んだ方や知的・精神障がいのある方は、様々なことを判断することが困難なため、地域で生活していくことが難しい場合があります。

あなたの周りにも、下図のような問題で困っている方はいませんか。



地域の皆さんができること。

判断能力の不十分な方々に対する近隣住民の皆さんのさりげない気づかいが、様々な問題の発生を未然に防ぎます。

〈例〉

- 近所に郵便物や新聞がいっぱいな家がある。
- 回覧板をまわしたときに立ち話をしたら、ちょっと様子が変わる。
- ひとり暮らし高齢者のお宅に声かけをしたけれど返事がない。

ご近所さんのちょっとした変化への気づきが**成年後見制度**や**日常生活自立支援事業**の利用の第一歩です。気になる人がいたら、民生委員や社会福祉協議会等の相談機関にご連絡ください。



1 成年後見制度とは

認知症、知的・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方の権利を守るため、成年後見人等がこのような方々を法律的に援助する制度です。

制度の利用手続き

- 本人または配偶者、四親等内の親族、市町村長等が家庭裁判所に申立てを行います。
- 家庭裁判所が本人の判断能力に応じて成年後見人（または保佐人・補助人）を援助者として選任します。

成年後見人等となる人

- ① 親族（配偶者、子、親、兄弟姉妹等）
- ② 専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）
- ③ 法人（社会福祉協議会、NPO法人等）
- ④ その他の第三者（市民後見人等）

援助の内容

財産管理や身上監護（日常生活での様々な契約など）に関する法律的な支援を行います。本人の判断能力の程度に応じて受けられる援助が変わります。

- ① 財産の管理（不動産、預貯金等）
- ② 遺産分割等の協議
- ③ 介護サービス等の契約
- ④ 不利益な契約の取り消し（悪徳商法などの被害防止）など

費用

- 申立に関する費用… 診断書や申立手数料等として1万7千円～2万円程度。
別途鑑定費用が必要な場合があります。
- 成年後見人等の報酬… 家庭裁判所が決定します。

※任意後見制度

本人の判断能力があるうちに予め「任意後見人」となる人と援助してもらう内容を契約しておき、判断能力が不十分になったときに、任意後見人による援助を受けます。

成年後見制度への 市民参加の動き



認知症高齢者の急増を受けて、親族や弁護士など専門家以外の第三者が「市民後見人」として活動する動きが広がりつつあります。

Q 市民後見人って何ですか？

A 弁護士や司法書士などの資格はもたないものの、社会貢献への意欲が高く、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた一般市民のことで、専門家の支援を受けながら後見活動を行います。

2 日常生活自立支援事業とは

認知症高齢者、知的・精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

実施主体 | ●都道府県・指定都市社会福祉協議会
(窓口業務等は市町の社会福祉協議会で実施)

対象者 | 本事業の対象者は、次のいずれにも該当する方です。

- 判断能力が不十分な方(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方)
- 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方

援助の内容 |

支援計画の策定、管理(利用者の希望によりサービスを選択)生活支援員の配置と管理		
福祉サービスの利用援助	日常的金銭管理サービス	書類等の預かりサービス
●福祉サービスに関する情報提供・助言 ●福祉サービスの利用手続き援助 ●福祉サービスに利用料の支払い ●通知の確認援助 ●苦情解決制度の利用手続き援助	●年金の受領確認 ●手当の受領確認 ●日常的な生活費に要する預貯金の払戻 ●医療費の支払い ●公共料金の支払い ●家賃や地代の支払い ●税金の支払い	●普通預金通帳 ●定期預金通帳 ●保険証書 ●不動産権利書 ●不動産契約書 ●実印、印鑑登録カード ●銀行届出印 ●貸金庫の鍵
定期的な訪問による生活変化の察知		

利用料 | 実施主体が定める利用料を利用者が負担します。

(参考)静岡県社会福祉協議会が設定している利用者は訪問1回あたり1,000円(平成25年現在)ただし、契約締結前の初期相談等に係る経費や生活保護受給世帯の利用料については、無料となっています。

※本事業の利用に関するご相談等は、お住まいの市町の社会福祉協議会でお受けしております。

Q どうすれば
市民後見人になれますか?

A 市民後見人になるには、市町等が開く養成研修を受講する必要があります。養成研修修了後は、支援機関によるサポートを受けながらの後見活動や市町の社会福祉協議会やNPO法人等が行う後見活動に参加することが考えられます。

Q 市民による後見活動の
特徴は何ですか?

A 次のような点が考えられます。

- ①非専門職ならではの市民感覚と市民目線
- ②地域における支え合いとしての活動
- ③近隣関係を基盤にしたきめ細やかな活動
- ④ボランティア精神に基づく活動

皆さんの地域で市民後見人が必要になった場合は、ご協力ください。

お問い合わせ先

成年後見制度について

日本司法支援センター 法テラス

☎0570-078374

各市町の地域包括支援センター

・障がい者の相談窓口は各市町

静岡県弁護士会

☎054-252-0008

静岡県司法書士会

司法書士総合相談センターしずおか

☎054-289-3704

一般社団法人 静岡県社会福祉士会

成年後見支援センター
ばあと・な・あ静岡

☎054-252-9877

県内の家庭裁判所

日常生活自立支援事業について

県内の社会福祉協議会

市町名	電話番号	市町名	電話番号
下 田 市	☎0558-22-3294	袋 井 市	☎0538-42-7914
伊 豆 市	☎0558-83-3013	磐 田 市	☎0538-37-4824
伊 豆 の 国 市	☎055-949-5818	湖 西 市	☎053-575-0294
伊 東 市	☎0557-36-5512	東 伊 豆 町	☎0557-22-1294
熱 海 市	☎0557-86-6339	河 津 町	☎0558-34-1286
三 島 市	☎055-972-3221	南 伊 豆 町	☎0558-62-3156
沼 津 市	☎055-922-1500	松 崎 町	☎0558-42-2719
御 殿 場 市	☎0550-70-6801	西 伊 豆 町	☎0558-52-1350
裾 野 市	☎055-992-5750	函 南 町	☎055-978-9288
富 士 宮 市	☎0544-22-0054	清 水 町	☎055-981-1665
富 士 市	☎0545-64-6600	長 泉 町	☎055-988-3920
焼 津 市	☎054-621-2941	小 山 町	☎0550-76-9906
藤 枝 市	☎054-667-2940	吉 田 町	☎0548-34-1800
島 田 市	☎0547-35-6244	川 根 本 町	☎0547-59-2315
牧 之 原 市	☎0548-52-3500	森 町	☎0538-85-5769
御 前 崎 市	☎0548-63-5294	静岡市 (地域福祉権利擁護センター)	☎054-273-8090
菊 川 市	☎0537-35-3724	浜松市 (日常生活自立支援センター)	☎053-450-7151
掛 川 市	☎0537-22-1294	静岡県 (日常生活自立支援センター)	☎054-275-1760